

企業体験情報等発信事業仕様書

1 本業務の目的

新型コロナウイルス感染症により、対面式での企業説明会の開催が困難な状況となっていることから、高校生が実際の企業現場を見て、触れて、感じる内容の体験活動を収録した動画コンテンツを作成する。仕事内容や職種、業種の現状等を動画で紹介することによって、進路を検討する様々な機会を活用し、進路決定の参考となる情報を発信するものである。このような取組により、県内就職の促進及び早期離職防止を図る。

2 委託業務の範囲

1の目的を達成するため、県が選定した企業（20社程度）において、高校生が実際の企業現場を体験する様子を取材し、仕事の内容や、やりがい等が分かりやすく伝わるような動画を作成する。また、様々な分野で活躍する県内企業経営者等から高校生へのメッセージなど、高校生が関心を持って企業体験情報にアプローチできるような導入的な動画も作成するものとする。

3 規格等

動画は、企業体験情報1社当たり6分程度、導入的な動画情報5分程度とし、ファイル形式は、YouTubeでの再生及び国内市販のDVDプレーヤーで再生可能なデータ形式とすること。

なお、完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

4 納品

(1) 納品物

全企業の動画データを保存したデータメディア（DVD-R等）を提出すること。
また、DVDディスクを原盤1セット、複製ディスクを150セット作成すること。
なお、盤面は、映像の内容が分かるデザインとし、名称等を表示すること。

(2) 納入期限・場所

令和3年3月26日までに宮崎県雇用労働政策課に納入すること。

5 契約に関する条件等

(1) 著作権等の取扱

動画作成に関して、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。

また、本業務により作成された資料等に係る著作権は、業務委託契約書第9条第2項の規定による合格の旨の通知があったときをもって受託者から県に移転するものとする。

(2) 無料サービスの原則

本業務により提供するサービスについては、利用者の金銭負担を生じさせないことを原則とする。

6 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

7 その他

委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。